

3. 給付の方法(利用者負担及び価格設定)

【基本制度案要綱の抜粋】

給付設計

2 子どものための多様なサービスの提供と仕事と家庭の両立支援

(両立支援・保育・幼児教育給付(仮称))

これらのサービスに対する給付については、価格制度を一本化する。

(給付の仕組み)

利用者に対し、利用したサービスの費用を確実に保障する仕組み(利用者補助方式)とし、一定の利用者負担の下にサービスが利用できるよう、公定価格を基本としつつ、現物給付する。その際、サービスの多様化の観点等を踏まえ、柔軟な制度を検討するとともに、提供される多様なサービスの特性に配慮する。

(1) 利用者負担

現行制度

幼稚園については、保護者と施設との自由契約の下に保育料等が設定されており、保育料等は施設によって異なるが、平均的には、公立施設年間約8万円、私立施設年間約30万円である。

保育所については、児童福祉の観点から、市町村が条例により定めた費用徴収基準により、所得税額に応じた費用徴収が行われている。

なお、介護保険においては、サービスは支払った保険料の対価であり、所得の多寡に関わらず、受益に応じて負担すべきとの考え方の下、サービスに要する費用の1割負担が原則となっている。ただし、低所得者について、減免措置が講じられている。

幼稚園の保育料等の徴収金額（全国平均）

	幼稚園（年額）	
	公立	私立
保護者負担	8万円 (月額0.7万円)	30万円 (月額2.5万円)

・保護者の所得に応じ、幼稚園就園奨励費補助を措置(私立幼稚園の場合、保護者一人あたり平均5万円)。

・上記に加え、預かり保育に係る料金(年額3～12万程度)を別途徴収している。(施設により異なる(平成19年度文科省調べ))

保育所の保育料等の徴収金額（全国平均）

	保育所（年額）	
	公立	私立
保護者負担	(3歳以上児) 32万円 (月額2.7万円)	(3歳以上児) 32万円 (月額2.7万円)

保育所保育料の徴収金(保育料)基準額表

階層区分	年収	徴収金(保育料)基準額(年額)	
		3才未満児の場合	3才以上児の場合
生活保護世帯	-	0円	0円
市町村民税非課税世帯	～約250万円	10.8万円	7.2万円
市町村民税課税世帯 (～階層を除く)	～約330万円	23.4万円	19.8万円
所得税額 ～40,000円	～約470万円	36万円	32.4万円 (保育単価限度)
所得税額 ～103,000円	～約640万円	53.4万円	49.8万円 (保育単価限度)
所得税額 ～413,000円	～約930万円	73.2万円	69.6万円 (保育単価限度)
所得税額 ～734,000円	～約1,130万円	96万円 (保育単価限度)	92.4万円 (保育単価限度)
所得税額 734,000円～	約1,130万円～	124.8万円 (保育単価限度)	121.2万円 (保育単価限度)

新たな制度

「基本制度案要綱」においては、「利用者に対し、利用したサービスの費用を確実に保障する仕組み(利用者補助方式)とし、一定の利用者負担の下にサービスが利用できる」仕組みとすることとされている。

新たな制度については、すべての幼児教育・保育を必要とする子どもに対し幼児教育・保育を受ける権利を保障するという考え方に立っており、給付に応じた一定の負担を求めることを原則とすべきではないか。なお、その際、低所得者への配慮が必要ではないか。

保護者負担の負担割合については、現行の保護者負担の水準、他の社会保障制度の状況、財源確保の状況を勘案して、設定すべきではないか。

(参考) 現行の保護者負担水準(平成22年度予算ベース)

	幼稚園		保育所(3~5歳児)		保育所(0~5歳児)	
	公立 (31万人)	私立 (134万人)	公立 (61万人)	私立 (73万人)	公立 (91万人)	私立 (129万人)
総額	44万円	44万円	50万円	54万円	74万円	91万円
公費負担	36万円 (うち国費0万円)	20万円 (うち国費4万円)	18万円 (うち国費0万円)	23万円 (うち国費11.3万円)	39万円 (うち国費0万円)	55万円 (うち国費27.3万円)
保護者負担	8万円 (月額0.6万円)	25万円 (月額2.1万円)	32万円 (月額2.7万円)	32万円 (月額2.7万円)	35万円 (月額2.9万円)	36万円 (月額3万円)

(注)平成22年度幼稚園就園奨励費補助金、私学助成、保育所運営費負担金予算ベースで推計したもの。

幼稚園の保護者負担については、幼稚園就園奨励費補助により軽減された後の実質的負担。

保育所の保護者負担については、自治体が独自に保護者負担軽減策を行っていることがあり、実際の保護者負担はこれより低いケースがある。施設整備費を除く。四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(2) 価格設定(公定価格・自由価格)

現行制度

現在、幼稚園については、施設が経営に必要な費用を基に、入学金・保育料等について価格設定し、保護者から徴収している(自由価格)。また、課外活動として行う特別活動(体操、音楽など)については、実費徴収している。

他方、保育所については、国が保育に係る費用の基準単価(保育単価)を定めている(公定価格)。

市町村においては、国の基準単価を基に、価格を設定している。

国が定める保育単価については、地域や定員等に応じたきめ細かな設定がなされている。

私立幼稚園における価格設定(入学金・保育料等)

1. 費用徴収の内訳

- 入学金(入園料)・・・ 入園時における納付金
- 保育料(授業料)・・・ 授業料の納付金
- 施設設備費等・・・ 授業料、入学金、受験料以外のすべての生徒等納付金
(施設設備費、冷暖房費、教材費等)

2. 費用徴収の現状(年額)

文部科学省調べ(平成21年度私立幼稚園保育料等調査)

	最高金額	最低金額	全国平均
保育料	120万円	6万円	25万円(月額2.1万円)
入園料	43万円	0	5万円(月額0.4万円)
施設設備費等	55万円	0	3万円(月額0.3万円)
納付金の合計額	180万円	6万円	34万円(月額2.8万円)
(参考)受験料	3万円	0	0.2万円

(注1)入園料・保育料については、保護者に対し就園奨励費補助を実施している(補助額は所得に応じ0～22万円)。

(注2)保育料の高い幼稚園は、例えば、東京都では玉川学園幼稚部(75万円)、学習院(72万円)、成城(65万円)、桐朋(57万円)、青山学院(55万円)の附属幼稚園。(東京都「平成20年度 都内私立幼稚園入園児(4歳児)納付金調査」)

(注3)私立幼稚園に対する補助としては、私学助成経常費補助(平均15万円)と施設整備費補助(補助率1/3)がある。

保育所の運営費における価格設定(保育単価)

1. 保育単価: 入所児童一人当たりの運営費の月額単価。(「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生事務次官通知))

運営費の内訳

事業費・・・入所児童の給食に要する材料費(3才未満児については主食及び副食給食費、3才以上児については副食給食費とする。)及び保育に必要な保育材料費、炊具食器費、光熱水費等
 人件費
 管理費・・・保育所の管理に必要な経費

保育料単価表

地域別や定員別にきめ細かく基本的な保育単価が定められている。

保育単価表(月額)

その保育所 所在地域区分	その保育所 のその 月 初 日 の 定 員 区 分	その保育所の 長がその月初 日において設 置又は未設置 (欠員・無給) の区分	その月 初 日 の 入 所 児 童 の 年 齢 区 分	基 本 分 保 育 単 価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
17/100 地 域	31人 から 40人 まで	設 置	乳 児	円	円	円	円	円
			1、2歳児	191,400	21,820	18,180	14,540	7,270
		3歳児	120,000	13,250	11,040	8,820	4,410	
		4歳以上児	66,940	7,250	6,040	4,830	2,410	
	未設置	乳 児	円	円	円	円	円	
		1、2歳児	178,590	20,280	16,900	13,520	6,760	
		3歳児	107,190	11,710	9,760	7,800	3,900	
		4歳以上児	54,130	5,710	4,780	3,810	1,900	
	41人 から 45人 まで	設 置	乳 児	円	円	円	円	円
			1、2歳児	170,740	19,330	16,110	12,880	6,430
		3歳児	106,990	11,680	9,730	7,780	3,880	
		4歳以上児	59,280	6,330	5,270	4,220	2,100	
未設置	乳 児	円	円	円	円	円		
	1、2歳児	160,710	18,130	15,110	12,080	6,030		
	3歳児	96,960	10,480	8,730	6,980	3,480		
	4歳以上児	49,250	5,130	4,270	3,420	1,700		
171人 以 上	設 置	乳 児	円	円	円	円	円	
		1、2歳児	161,690	18,250	15,210	12,170	6,080	
		3歳児	90,290	9,680	8,070	6,450	3,220	
		4歳以上児	37,230	3,880	3,070	2,460	1,220	
	未設置	乳 児	円	円	円	円	円	
		1、2歳児	158,850	17,910	14,920	11,940	5,970	
		3歳児	87,450	9,340	7,780	6,220	3,110	
		4歳以上児	34,390	3,340	2,780	2,230	1,110	
	171人 以 上	設 置	乳 児	円	円	円	円	円
			1、2歳児	145,590	16,310	13,590	10,870	5,430
		3歳児	81,840	8,660	7,210	5,770	2,880	
		4歳以上児	34,130	3,310	2,750	2,210	1,100	
未設置	乳 児	円	円	円	円	円		
	1、2歳児	143,080	16,010	13,340	10,670	5,330		
	3歳児	79,330	8,360	6,960	5,570	2,780		
	4歳以上児	31,820	3,010	2,500	2,010	1,000		

17/100地域とは東京都特別区、3/100地域とは、埼玉県熊谷市、愛知県豊橋市、大阪府柏原市、福岡県筑紫野市など約100市町村。地域における物価等を考慮して人事院規則において定める国家公務員の地域手当に関する割合の地域区分に準拠している。

新たな制度

新たな制度においては、財政措置及び利用者負担の公平性の確保を基本としつつ、すべての子どもに幼児教育・保育を受ける機会を保障する観点から、公定価格による幼児教育・保育給付(仮称)によって、こども園(仮称)における幼児教育・保育を受けることを原則とする。

一方で、多様な保護者のニーズに応える幼児教育の提供を促すとともに、私学の建学の精神等との調和を図る観点から、付加的な幼児教育を行う施設について、その対価として柔軟な価格設定を認めることも考えられるのではないか。

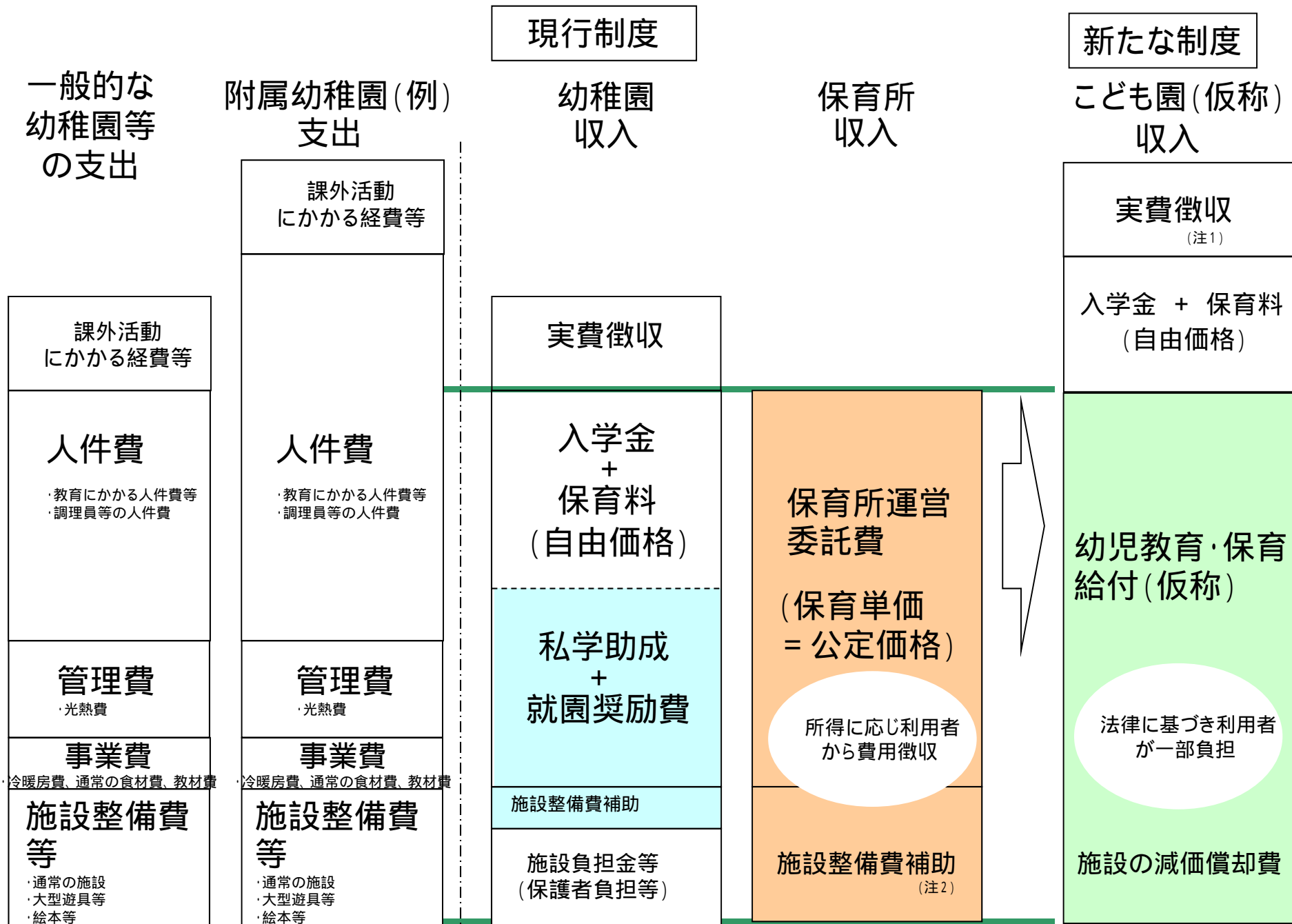
以上の観点を踏まえ、新たな制度の価格設定については、幼児教育・保育給付(仮称)を基本とした上で、多様な保護者のニーズに応える幼児教育の提供を促すとともに、私学の建学の精神など設置者の自主性を更に尊重する観点からは、付加的な幼児教育・保育の対価として柔軟な価格設定を認めるべきではないか。

この場合、付加的な幼児教育・保育を行うことで施設が自由価格により経営することが可能となり、低所得者への配慮など市町村による利用者支援の仕組みが機能しなくなるおそれがある。

このため、公定価格を基本とした上で、自由価格部分に一定の制限を設ける方法等も考えられるのではないか。

また、入学金及び課外活動として行う特別活動(体操、音楽など)等に係る実費徴収については、給付の対象外とした上で、その徴収を認めるべきではないか。

なお、入学金や実費徴収分については当該施設を利用する低所得者に対し、何らかの支援が必要ではないか。



(注1) 実費徴収及び入学金については、低所得者に対して、補足的な給付を行う。

(注2) 現行制度における保育所の施設整備費補助は、費用の3 / 4が公費負担である。

4. 事業者参入の仕組み

【基本制度案要綱の抜粋】

給付設計

2 子どものための多様なサービスの提供と仕事と家庭の両立支援

(両立支援・保育・幼児教育給付(仮称))

(多様な事業者の参入による基盤整備)

幼保一体給付(仮称)の各サービス類型ごとに、事業者を指定し、指定された事業者がサービスを提供する仕組みを導入(指定制の導入)する。

子ども・子育てビジョンの目標達成に向け、幼保一体給付(仮称)の各サービスについて、集中的に整備する。特に、地域におけるNPO等による家庭的保育サービス、小規模保育サービス等の取組支援の拡充を図る。

イコールフティングによる株式会社・NPO等の多様な主体の参入促進のため、

- ・ サービスの質を担保する客観的な基準による指定制を導入する。
- ・ 施設整備費の在り方を見直す。
- ・ 運営費の用途範囲は事業者の自由度を持たせ、一定の経済的基礎の確保等を条件に、他事業等への活用を可能とする。
- ・ 会計基準は、法人類型ごとの会計ルールに従うことを基本とする。

(サービスの安定と質の確保・向上)

撤退規制、情報開示等のルール化を行うことにより、サービスの安定と質の確保を図る。

サービスの質の向上を検討する。

(1) 指定制度の導入

現行制度

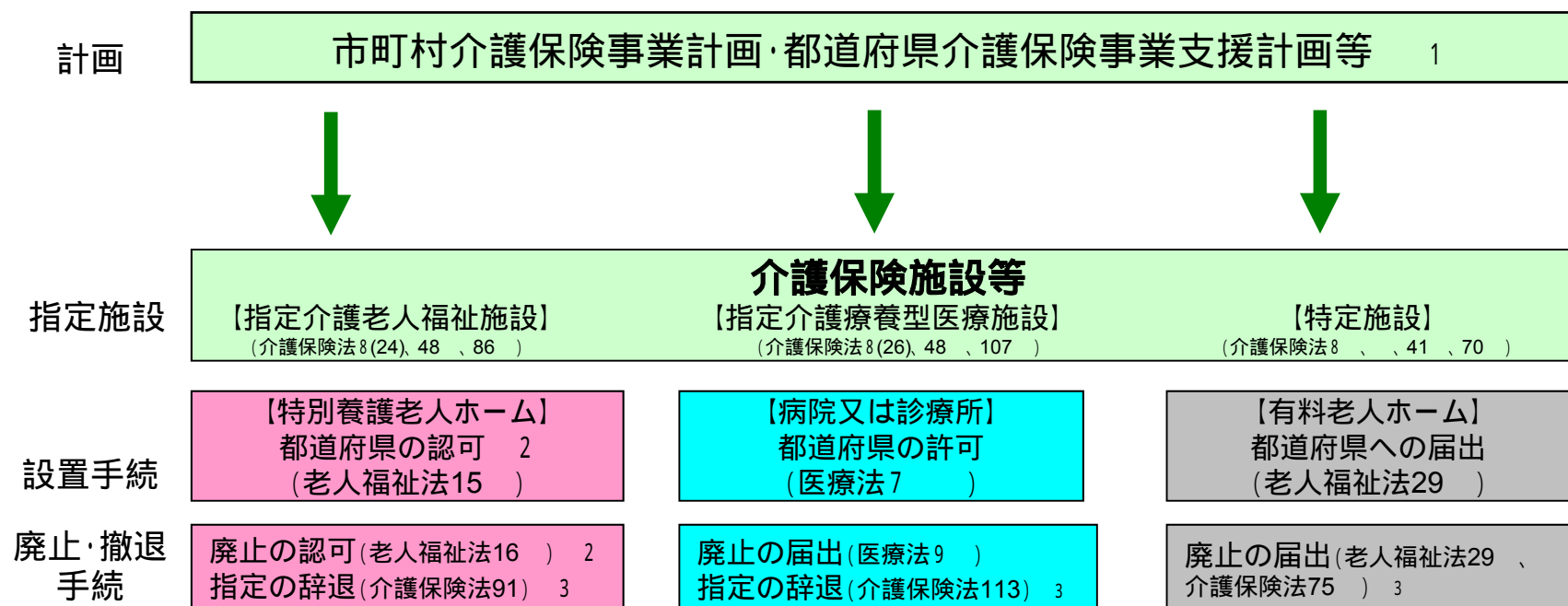
私立幼稚園の設置にあたっては、都道府県知事の認可を必要とするとともに、事前に私立学校審議会の意見聴取を必要とする。また、その際は、幼稚園設置基準(文部科学省令)に従う必要がある。

私立保育所の設置にあたっては、都道府県知事、政令指定都市又は中核市の認可を必要とする。また、その際は、児童福祉施設最低基準(厚生労働省令)に従う必要がある。

現在、全て条例に委任した上で、「人員配置基準」、「居室面積基準」(東京等に限り、待機児童解消までの一時的措置として「標準」)、「児童の発達に密接に関連する基準」に限り「従うべき基準」とし、それ以外を「参酌すべき基準」とする法案(「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」)を提出中。

また、既に指定制度を導入している介護保険においては、客観的基準を満たした事業者は指定を受けられる仕組みとなっている。さらに、事業を廃止する場合には、施設の廃止の認可又は届出のほか、指定辞退の届出が必要とされており、その際には、受給者が継続的にサービスを受けるための調整や、予告期間の設定等、一定の指定手続きが定められている。また、利用者の選択に資する観点から、情報開示の標準化が行われている。

介護保険における指定制度



- 1: 介護保険事業(支援)計画は、特別養護老人ホームに関する老人福祉計画(老人福祉法20の8、20の9)、病院又は診療所に関する医療計画(医療法30の4)と一体性・調和を保つとともに、多様な介護サービスを含め、介護保険事業全体の需給について策定(介護保険法117、118)。
- 2: 行政によるセーフティネットの一環として、特別養護老人ホームについては、株式会社等には義務付けられない採算を度外視した業務(過疎地など需要が少ない地域での業務(撤退規制)(老人福祉法16)、虐待ケース等の受入れ義務(老人福祉法11二))が課されている。
- 3: 指定辞退・事業廃止の際、受給者が継続的にサービス提供を受けるための調整や、予告期間の設定等、一定の撤退手続が定められている。(介護保険法74、75、88、91、110、113)。なお、特定施設については、指定居宅サービス事業者としての廃止の届出も含む。

(参考) 介護保険における情報開示事項(例)

- ・法人等の名称
- ・主たる事務所の所在地、連絡先
- ・介護サービスに従事する従業者に関する事項(職種別の数、勤務形態、従業者一人当たりの利用者、経験年数等)
- ・介護サービスの内容に関する事項(運営方針、実績、特色等) 等

(注) なお、介護サービスの情報開示業務は、都道府県が条例で定める手数料で運営されている。

新たな制度

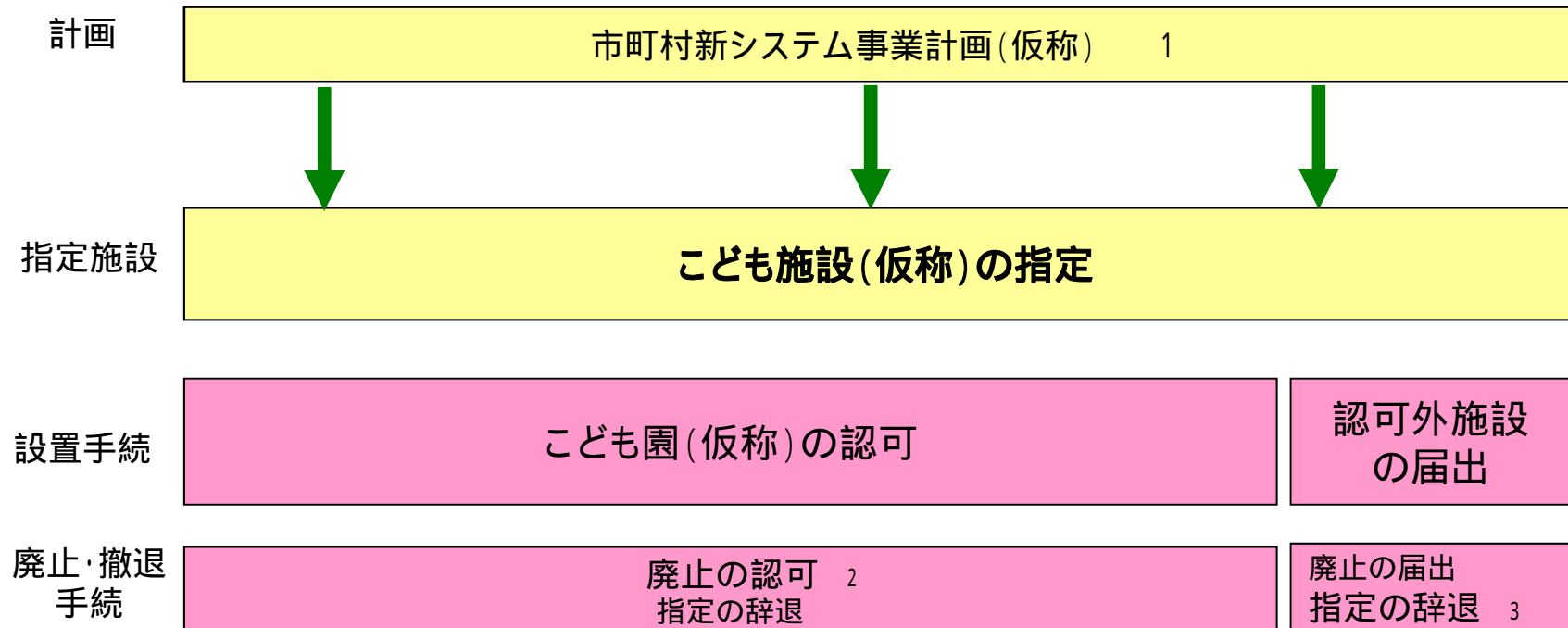
「基本制度案要綱」においては、新たな制度は、「幼保一体給付(仮称)の各サービス類型ごとに、事業者を指定し、指定された事業者がサービスを提供する仕組みを導入(指定制の導入)」し、「株式会社、NPO等の多様な主体の参入促進」を行い、その際は「サービスの質を担保する客観的な基準による指定制を導入する」こととされている。また、「撤退規制、情報開示等のルール化を行うことにより、サービスの安定と質の確保を図る」こととされている。

新たな制度においては、財政的な基盤や組織等、サービスの質を担保するために必要な客観的基準を満たすことを要件に、認可外施設も含めて多様な事業者の参入を認めるべきではないか。

また、事業を撤退する際には、施設の廃止の認可又は届出のほか、指定辞退の届出を行わせ、継続的にサービスを受けられるようにするための調整や、施設の情報公開や予告期間の設定等の手続きを定めるべきではないか。

更に、保護者の選択に資する観点から、情報開示の標準化が必要ではないか。

新システムにおける指定制度のイメージ



1: 新システム事業計画(仮称)は、こども園(仮称)の需給状況のほか、多様な保育サービスを含め、幼児教育・保育全体の需給について策定。

2: こども園(仮称)については、行政によるセーフティネットの一環として、幼児教育・保育の安定供給を確保するため、事業の廃止に際して、認可を必要とするという撤退規制を課す。

3: 認可外施設については、指定辞退・事業廃止の際、受給者が継続的にサービス提供を受けるための調整や、予告期間の設定等、一定の撤退手続を設ける。

(2) 指定基準

現行制度

幼稚園、保育所及び認定こども園の基準は、次頁の通りである。

例えば、職員配置については、現在、幼稚園は学級担任制を採っており、一学級の幼児数は35人以下を原則としている(子ども35人につき、教諭1人という配置基準になっている)一方、保育所は、年齢ごとに保育士1人あたりの子どもの数が異なっており、例えば満4歳以上については、幼児おおむね30人につき保育士1人以上となっている。

幼稚園及び保育所のいずれも認可がある幼保連携型認定こども園については、全国一律の基準となっており、原則として、幼稚園又は保育所いずれかの基準を満たせば良い扱いとなっている。

幼保連携型以外の認定こども園については、認可外の部分については都道府県の条例に委ねられているが、実質的には、幼保連携型認定こども園の基準とほぼ同等となっている。

幼稚園・保育所の設置基準と認定こども園設備運営基準(参酌基準)の比較(主なもの)

	幼稚園 (幼稚園設置基準)	保育所 (児童福祉施設最低基準)	幼保連携型に係る特例 (認可の特例)	認定こども園設備運営基準 (参酌基準) (注)
職員配置	学級担任は幼稚園教諭	保育に従事するのは保育士	【幼稚園教諭の配置の特例】 学級担任は保育士の資格を持つ助教諭で可 【保育士の配置の特例】 幼稚園教諭で可。但し、県知事の承認が必要かつ原則3年間、最大6年間の期間制限あり 3歳以上児で職員配置が困難な場合に限る	【幼稚園教諭の配置の特例】 学級担任は保育士で可 配置困難な場合に限る 幼稚園教諭免許の取得に努めることが条件 【保育士の配置の特例】 同左。但し、県知事の承認不要かつ期間の制限なし
	【配置基準】 35:1	【配置基準】 20:1 (3歳児) 30:1 (4、5歳児)	【保育士の配置の特例】 35:1 3歳以上の短時間利用児に限る	【保育士の配置の特例】 同左
運動場	運動場	屋外遊戯場 但し、近隣の場所で代替可	【運動場の特例】 保育所の基準を満たしていれば可	【屋外遊戯場の特例】 同左
調理室	必置ではない	必置	【調理室の特例】 一定の場合に外部搬入可 3歳以上児に限る	【調理室の特例】 同左
施設面積	1学級 180㎡ 2学級 320㎡ 3学級以上 1学級につき100㎡ 園舎全体の面積	1人につき1.98㎡ 保育室、遊戯室のみ 3歳以上児に限る	幼稚園・保育所いずれかの面積基準を満たしていれば可 既存施設から転換する場合 3歳以上児に限る	同左

(注) 認可部分には認可基準が適用されるため、実質的には認可外部分(幼稚園型の保育所機能、保育所型の幼稚園機能等)に適用される。

新たな制度

「基本制度案要綱」においては、「サービスの質を担保する客観的な基準による指定制を導入する」とともに、「サービスの安定の質の確保」を図り、「サービスの質の向上を検討する」とされている。

指定基準については、全国的な幼児教育・保育の質の確保の観点から、全国统一の基準とするか。その際、現行の幼稚園、保育所及び認定こども園の基準を基礎としつつ、施設の設置基準との整合性を図るべきではないか。

または、指定基準はすべて地方の条例で定めることとし、国の基準は「従うべき基準」、「標準」又は「参酌すべき基準」とすることについてどう考えるか。

現在、児童福祉施設の設置基準を全て条例で委任した上で、「人員配置基準」、「居室面積基準」（東京等に限り、待機児童解消までの一時的措置として「標準」）、「児童の発達に密接に関連する基準」に限り「従うべき基準」とし、それ以外を「参酌すべき基準」とする法案（「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」）を提出中。

また、家庭・地域など、子どもを取り巻く環境の変化に伴い、幼児教育・保育サービスに求められる役割が大きくなっていることに鑑み、最低基準における職員配置基準の引き上げ等を検討するか。

(3) 指定主体

現行制度

私立幼稚園の設置にあたっては、都道府県知事の認可を必要とする。

私立保育所の設置にあたっては、都道府県知事、政令指定都市又は中核市の認可を必要とする。

地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)では、児童福祉施設の設置認可等(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項等)を特例市又はすべての市に移譲することについて、「基礎自治体の実態把握を行った上で、移譲に向けた具体的対応等を年内に得られた場合には権限移譲を行うもの」とされている。

認定こども園の認定にあたっては、都道府県知事(又は都道府県教育委員会)が認定を行うこととされており、認可・監督権限を有する関係行政機関の協議を必要とする。例えば、都道府県知事が認定を行う場合、公立幼稚園については認可・指導監督権限を有する都道府県教育委員会への協議が必要とされている。

新たな制度

指定主体については、施設の認可主体の在り方に応じ、現行制度を基本とすると、

ア 都道府県知事とする案

イ 都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長とする案

の2案が考えられるのではないか。

また、更なる権限移譲の観点から、主体を都道府県知事又は市長とすることについて、どう考えるか。

また、施設の認可主体を都道府県教育委員会とした場合には、指定に際し、都道府県教育委員会への協議を必要とするべきではないか。

なお、更なる権限移譲を進める観点から、指定主体について市町村長とすることについて、どう考えるか。

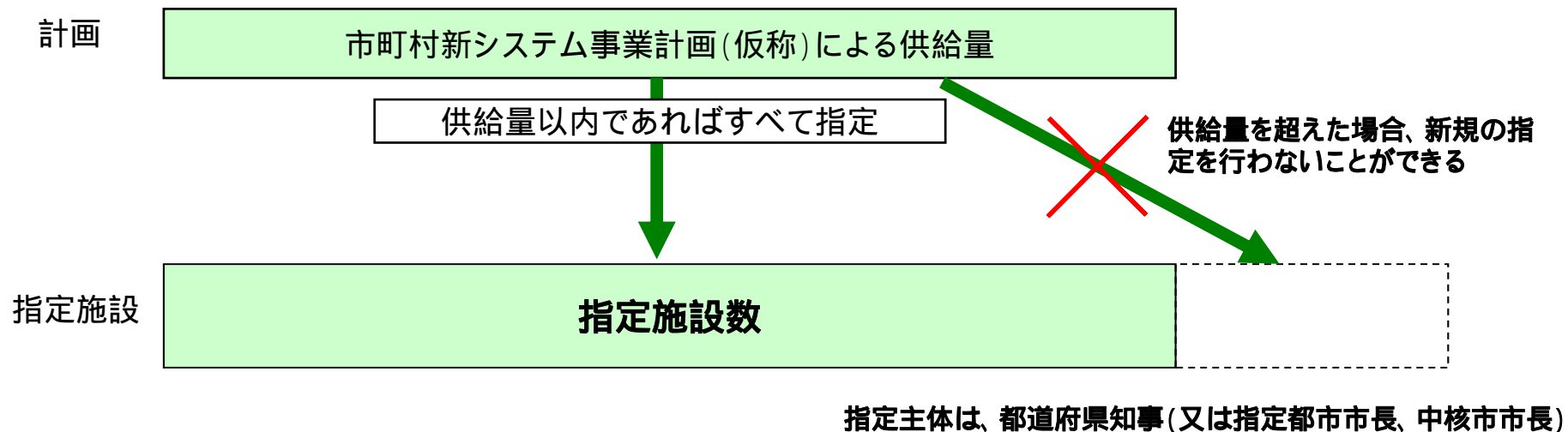
(4) 指定制度における需給調整

指定制度においては、幼児教育・保育の質を担保するために定められた客観的な基準を満たす施設については、原則としてすべて指定とすることとする。

しかしながら、市町村が策定する新システム事業計画(仮称)における供給量を超えた供給がなされている場合など、施設数が過大となっている場合については、市町村(又は都道府県)の権限において新規の指定を行わないなど、計画的な整備が行えるようにするべきではないか。

なお、介護保険制度においても、指定事業者が都道府県が策定する計画数を超える場合には、指定等をしないことができるとされている。

市町村による供給計画のイメージ



5. 既存の財政措置との関係等

(1) 既存の財政措置(機関補助)との関係

現行制度

< 私立施設について >

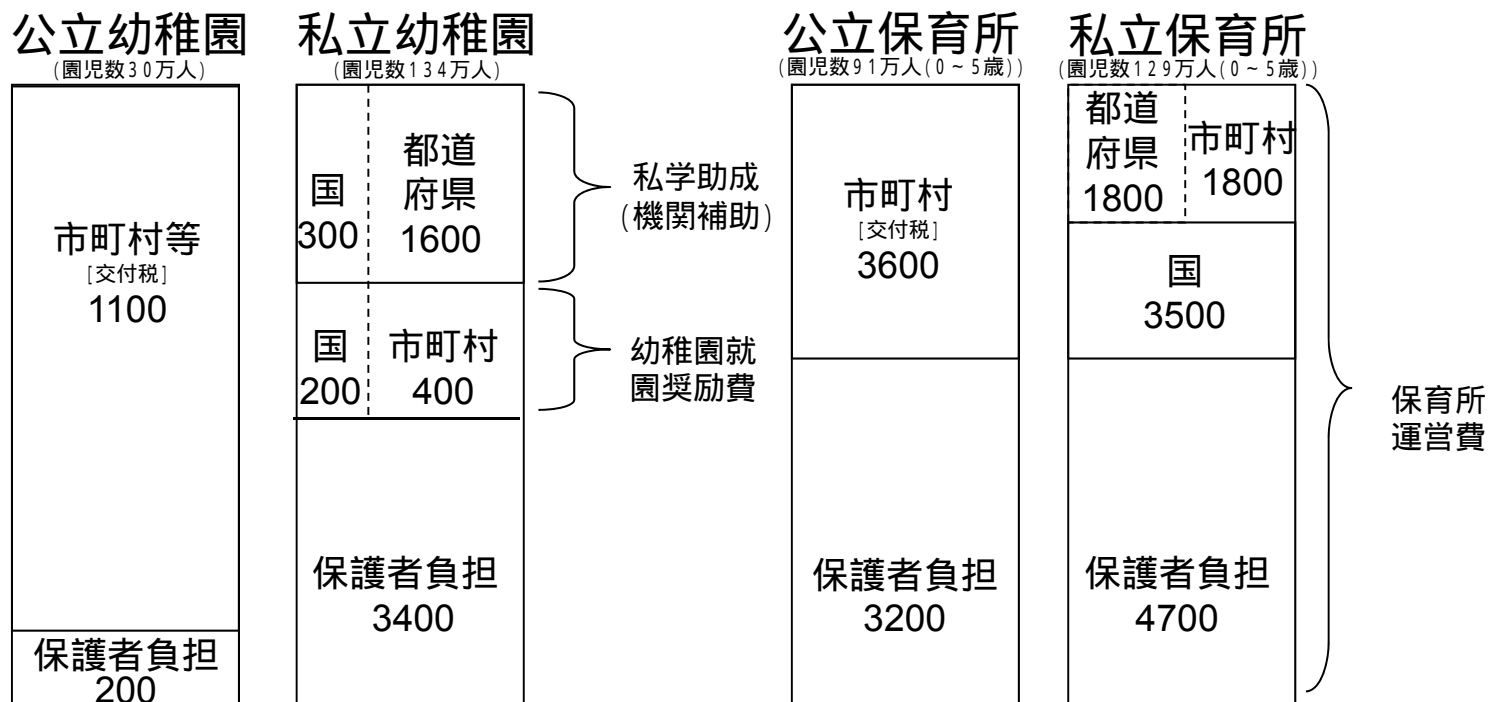
現行制度は、幼稚園については、私学助成(機関補助)と幼稚園就園奨励費補助(個人給付)の組み合わせ、保育所については、市町村から保育所に対し保育所運営費(機関補助)が交付されている。

私学助成については、国庫補助と都道府県補助(地方交付税措置)から成っているが、大半は都道府県補助であり、都道府県ごとにばらつきがあるとともに、過疎地など園児数が少ない施設(幼稚園のみしか存在しない市町村における施設等)については、一人当たり単価が高くなっている。

< 公立施設について >

現行制度は、公立幼稚園・公立保育所とも、地方交付税(一般財源)を財源として市町村がその運営費に係る経費を措置している(機関補助)。

平成22年度ベース
(単位:億円)



私立幼稚園の一人あたりに係る補助金額と納付金(年額)

<A市町村における幼稚園>

- ・A市町村は、子どもが少なく、その地域には私立幼稚園のみ存在。
- ・当該幼稚園のこども一人あたりの年間の補助金額(公費負担額)は49万円、納付金による収入(保護者負担)は13万円。

機関補助(39万円)と幼稚園就園奨励費(10万円)の合計額。(施設整備費は除く。)

	私立幼稚園 (平均)	私立幼稚園のみ の市町村の事例
補助金 (公費負担)	20万円 (44%)	49万円 (79%)
納付金 (保護者負担)	25万円 (56%)	13万円 (21%)
補助金と納付金の 合計	44万円 (100%)	62万円 (100%)

(注1)各項目の金額は、各総額を学生生徒等数で割り返し、一人当たりの金額を推計したものである。

(注2)公費とは、機関補助、幼稚園就園奨励費も含む合計額。ただし、施設整備費は除く。

(注3)「私立幼稚園」の補助金(私学助成と幼稚園就園奨励費)及び学生生徒等納付金は、予算ベースより推計。

(注4)「私立幼稚園のみの市町村の事例」については、該当する学校法人の平成20年度資金収支計算書より計算。(文部科学省調べ。)

(注5)四捨五入により、合わない場合がある。

新たな制度

新たな制度においては、すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障する観点から、個人給付である幼保一体給付(仮称)を基本とすべきではないか。

この際、地域別の単価等できめ細かく設定する必要があるのではないか。また、特別支援教育や障害児保育などについても職員の加配が可能となるような単価設定も考える必要があるのではないか。

さらに、こうした措置をしてもなお、個人給付である幼保一体給付(仮称)のみで施設を運営することが困難となる場合には、私学助成等を存続させるか、新システムにおいて機関補助を位置づけ、公私立問わず、機関補助を行うことができるように検討すべきではないか。

(2) 公立施設における運営費の扱い

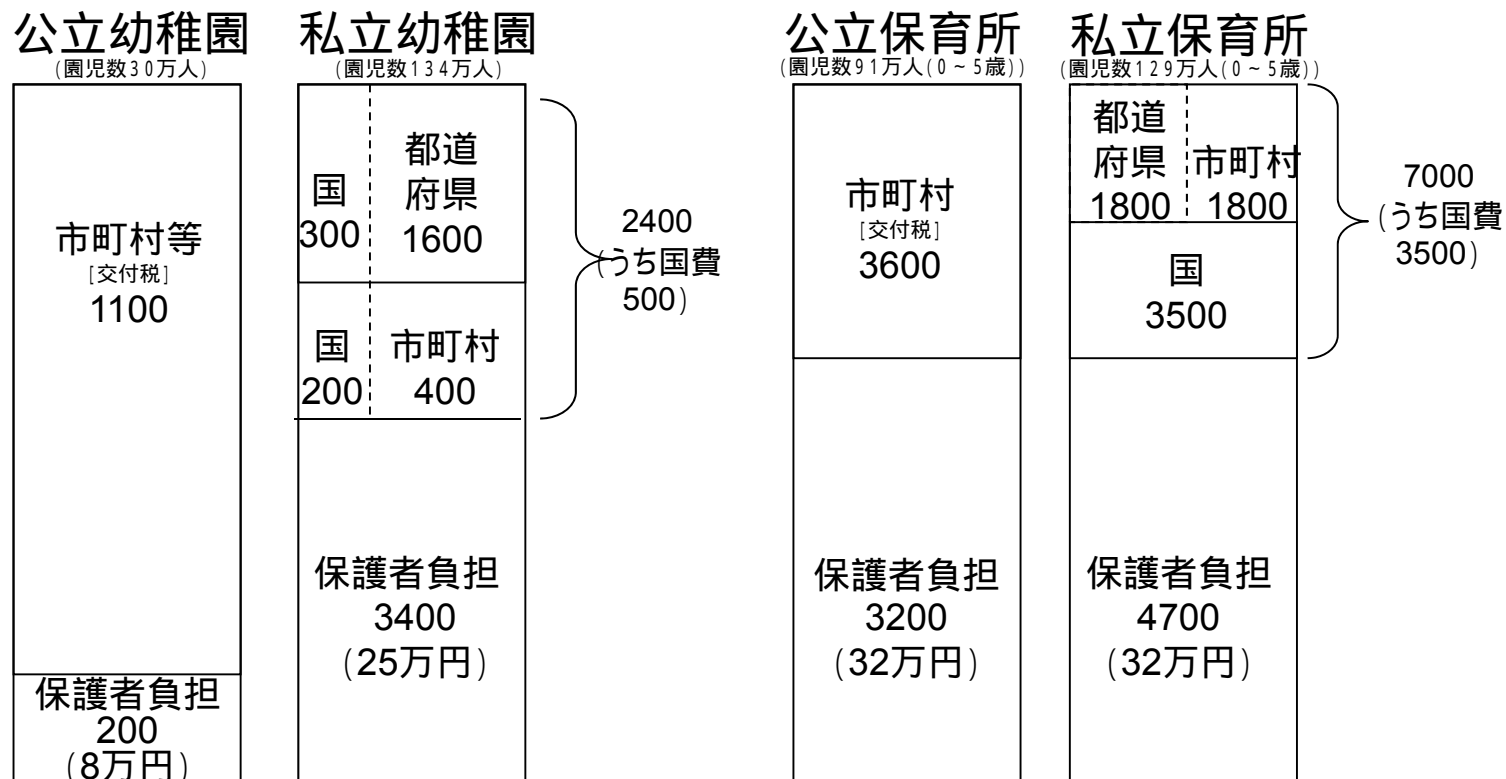
現行制度

現行制度は、公立幼稚園・公立保育所とも一般財源化されており、地方交付税措置がなされている。

< 幼稚園・保育所の費用負担 >

平成22年度ベース(単位:億円)

() …一人当たりの負担額(年額)



新たな制度

公立施設については、地方一般財源により措置されており、新システムの下においても、地域主権の観点から、引き続き一般財源とするか。

公立幼稚園の運営費は、従来から、地方一般財源により運営されているもの。また、公立保育所の運営費は、税源移譲にあわせて、平成16年度に一般財源化されたもの。

または、新たな制度においては、公立施設についても、子ども・子育て包括交付金(仮称)等を財源とする幼保一体給付(仮称)により財政措置し、市町村の子ども・子育て関係の特別会計から給付することとするか。この場合、公立施設に対する国の関与が従来よりも強まることについてどう考えるか。

(3) 公立施設における保護者負担

現行制度

保育料については、公立幼稚園は年間8万円程度と私立幼稚園より安く、公立保育所については、市町村が定めた公私立通じた徴収基準により徴収されており、公私の差はない。

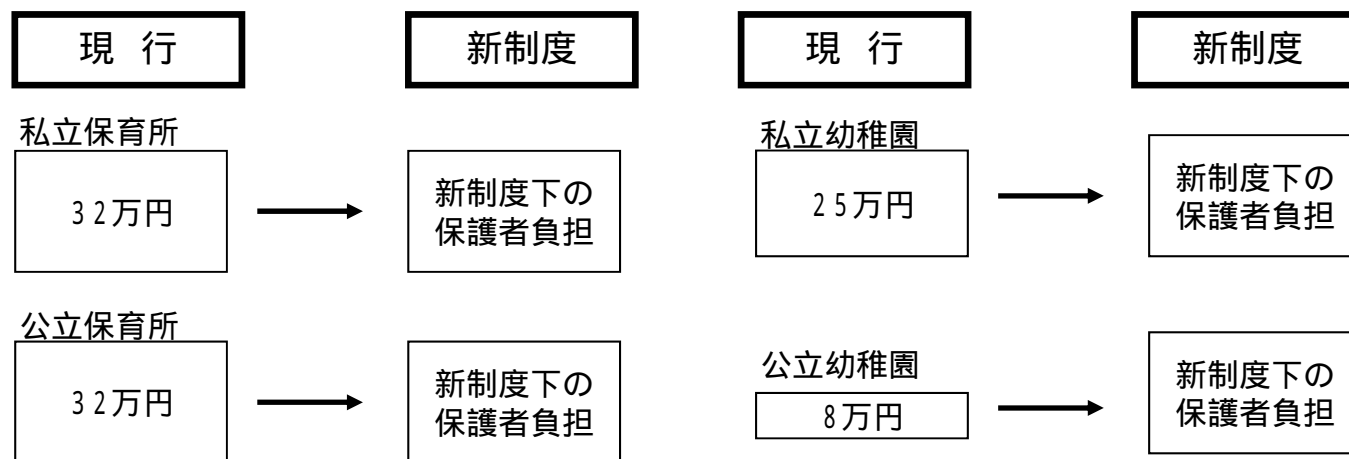
新たな制度

保護者負担については、現在保育所については公私同じ負担であることや、幼稚園については私立に通う子どもが約8割に及ぶ実態を踏まえ、公私を通じて同じ負担割合とすることが考えられる。

この場合、保護者負担の公平を図る一方、現行の保護者負担の状況に鑑み、保護者負担軽減を検討することについてどう考えるか。

なお、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」において、「市町村の裁量で、両立支援・保育・幼児教育給付(仮称)の上乗せ給付が可能となる仕組みを検討する。」とされている。

< 保護者負担 >



(4) 国立施設の運営費等の扱い

現行制度

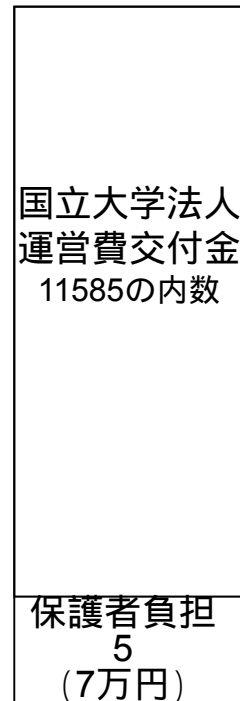
幼稚園については、国立大学附属幼稚園があり、幼稚園教諭を国として責任を持って全国的にバランスよく育成する実習の場としての役割を担っている。

国立大学附属幼稚園については、国立大学運営費交付金により財政措置がなされているとともに、保育料は公立幼稚園並みの安い水準となっている。

単位: 億円

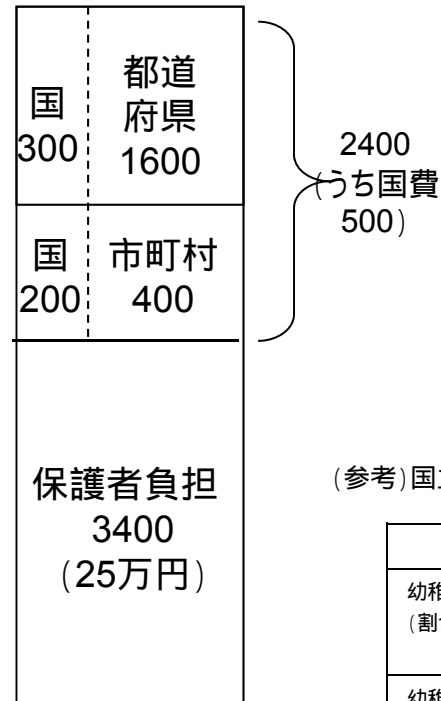
()・・・一人当たりの負担額(年額)

国立大学附属幼稚園



運営費交付金については、平成22年度予算ベース
保護者負担については、国立大学附属幼稚園の一人
当たりの授業料(年額73200円)に園児数(平成21年度
「学校基本調査報告書」)をかけたもの

(参考) 私立幼稚園



平成22年度予算ベース

(参考) 国立大学附属幼稚園数及び園児数

出典: 学校基本調査速報(平成22年5月1日現在)

	国立	合計
幼稚園数[園] (割合)	49 (0.4%)	13,392 (100%)
幼稚園児数[人] (割合)	6,218 (0.4%)	1,605,948 (100%)

新たな制度

国立大学附属幼稚園については、全国的にバランスよく教諭を育成するという役割に鑑み、国の意志として設置されているものであり、通常の幼稚園にはない特別な機能を持つ幼稚園として、利用者も、その特別な機能を求めて利用していること等から、新たな制度においても、通常のこども園とは別の機能を持つ施設として、指定制及び幼保一体給付(仮称)の対象としないことを検討すべきではないか。この場合、引き続き国立大学法人運営費交付金により財政措置することが考えられる。

(5) 施設整備費補助の扱い

現行制度

現在、幼稚園については、施設の新増改築や耐震化工事等に要する経費の一部を、国が、原則として公立幼稚園(市町村教育委員会が対象)及び学校法人立幼稚園を対象として補助している。

一方、保育所については、施設整備に関する補助を、市町村が、原則として社会福祉法人を対象として補助しており、その経費の一部を国が負担している。

新たな制度

イコールフッティングの考え方に基づき、原則として、こども園(仮称)については設置主体によらず、すべて減価償却費相当を運営費(幼保一体給付)に上乗せすることを基本とすべきではないか。

ただし、緊急的な待機児童対策や耐震化のための補助等については、子どもの安全を守る観点から、別途整備に対する補助を措置することが必要ではないか。